

狛江市認証保育所等入所児童保護者負担軽減補助金について

令和2年4月利用分からの制度変更点

従来、月 160 時間以上だった利用契約が月 120 時間に緩和されました。

1. この補助金ってなに？

狛江市民で、①認証保育所等に、月 120 時間以上の月極め利用契約を結び有償で預けており、②保育を必要としているご家庭に補助金を交付する制度です。

③世帯の市区町村民税所得割課税額に応じた補助（「利用者支援」）および④第2子以降の児童に対する補助（「多子世帯支援」）によって、交付額を決定します。

① 認証保育所等 とは

- ・ 認証保育所 → 東京都が認めた施設（都内にしかない施設です）
- ・ 家庭福祉員（保育ママ） → 狛江市が認定した方
- ・ その他の認可外保育施設 → 都道府県知事に届出をしている施設

注意

補助金を交付できない施設もあります。

- ・ 会社の従業員しか利用できない施設
- ・ （店舗など）お客様のお子様を一時的に預かるための施設
- ・ 期間限定で設置された臨時的な施設
- ・ 都道府県知事に届出を行っていない施設
- ・ 親族間の預かり合い など

② 保育を必要としている とは

⇒ 保護者**全員**が自宅で保育できないと市で認めた場合です。

認められる場合（証明する書類が必要です）

- ・ 週3日以上かつ週 12 時間以上働いている（就労証明書〈市 HP からダウンロード可〉）
- ・ 入院、療養している（診断書など）
- ・ 障がいを持っている（身体障害者手帳など）
- ・ 求職中である（雇用保険受給資格者証、就労確約書〈市 HP からダウンロード可〉 など）
※就労確約書による申請は2ヶ月間補助の対象となります

認められない場合

- ・ 当月1日時点で、育児休業中である
- ・ 当月1日時点の状況を、証明する書類が用意できない など

2. どれくらいの金額が補助されるの？

粕江市認証保育所等入所児童保護者負担軽減補助金は、

「利用者支援」と「多子世帯支援」の2つからなり、対象者・補助金額がそれぞれ異なります。

③ 【利用者支援】

対象：0～2歳児クラス

(令和2年4月1日時点で2歳児以下の児童／無償化の認定を受けた世帯を除く)

⇒ 世帯ごとの最新(令和2年度)の市区町村民税所得割課税額に応じて補助金額が変わります。

世帯ごとの市区町村民税所得割課税額	補助金額/月
77,100 円以下の世帯	15,000 円
211,200 円以下の世帯	11,000 円
256,300 円以下の世帯	7,000 円
256,301 円以上の世帯	交付できません

※課税額は、課税証明書などで確認できます。

※最新の課税証明書は令和2年1月1日に住民登録をしている自治体で取得できます。

※表中の市区町村民税所得割課税額は配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・寄付金控除を適用する前の税額です。

④ 【多子世帯支援】

対象：0～5歳児クラス かつ 上の子の年齢に関わらず第2子以降の児童

(令和2年4月1日時点で5歳児以下の児童)

対象世帯			補助金額/月
0～2歳児	当該年度市区町村 民税課税世帯	第2子	14,000 円
		第3子以降	27,000 円
	当該年度市区町村 民税非課税世帯	第2子	13,000 円
		第3子以降	25,000 円
3～5歳児	第2子	10,000 円	
	第3子以降	20,000 円	

5. 申請にはなにが必要なの？

⇒ 申請には、全員が必要な書類と、ご家庭の状況に応じて必要な書類の2種類があります。

	書類の名前	注意	チェック
全員が必要	申請書 (1号様式)	書類上段は保護者の方がご記入ください。下段の「 <u>在籍証明書</u> 」は、保育所に作成をお願いしてください。	<input type="checkbox"/>
	請求書 (4号様式)	書類中段の「 <u>住所</u> 」より下をご記入ください。 ※それより上を記入し不備が見つかった場合、差替えていただくこととなります(訂正ができません)	<input type="checkbox"/>
	契約書の写し	<u>3の条件</u> に合致する契約書のコピーを提出してください。	<input type="checkbox"/>
	保育を必要としている証明書(両親分) ※証明日から3か月以内のものが有効	(以下より状況に応じて) ・就労証明書(自営業の方は添付書類が必要です) ・診断書(家庭での保育が困難という旨の記載が必要です) ・身体障害者手帳 ・雇用保険受給資格者証、就労確約書など求職活動中であることを証明する書類 ※令和3年4月認可保育施設入所申込で提出済みの場合は、不要です。付せん等を使って、その旨を記載しておいてください。 ※育児休業開始や転職など、証明書の内容に変更がある場合は再提出が必要です。	父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/>
家庭状況による	令和2年度課税証明書または非課税証明書(両親分)	<u>令和2年1月1日に狛江市に住所がない方は、該当の役所で令和2年度の課税証明書または非課税証明書を取得してください。</u>	<input type="checkbox"/>

注意

よくある質問

・「第一期分の申請を忘れました」又は「第一期分の申請を遡って行いたい」

→第二期分の受付期間中に、第一期分の申請を併せて行うことは可能です。

申請書下段「在籍証明書」が6ヶ月分しかございませんので、申請書を2枚使用する等してご提出ください。

※年度を越えて申請することはできません。(4月1日以降の遡り申請はできません)